

# 流山市市民参加条例第7回検討委員会会議録

日 時：平成22年5月15日（土）

午後7時から9時まで

場 所：市役所 会議室

## 出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員  
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

## 市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

## 傍聴者

3人

## 事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、  
須郷係長

## 議 題

- (1) 両部会からの報告
- (2) 全体に関わる論点について

## 議事内容

（事務局・高橋）

皆さん、こんばんは。ただいまから流山市市民参加条例第7回検討委員会を開催いたします。

それでは、委員長よろしくお願いたします。

（委員長）

開会に先立ちまして、傍聴の申し出があります。3名の方から傍聴ということでこれは許可したいと思います。

本日の出席状況ですが、出席者9人、欠席者1人で流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございしますので、会議は成立していることを御報告いたします。

では、会議に入りたいと思いますが、最初に前回の検討委員会で事務局のほうに宿題といえますか、お願いがありましたので、そのことから始めたいと思います。よろしく申し上げます。

(兼子コミュニティ課長)

前回市民参加のプロセスの参考資料ということで後期基本計画それから陳情請願、委員発議ということで、「どういう流れなのでしょうか」という問い合わせがございました。

まず後期基本計画の策定ということなのですが、平成12年から31年にわたります、基本構想これに基づいて策定されております。まず前期は平成12年から21年これが前期基本計画、今年度から始まりました後期基本計画の策定ということで、その制定に関しまして大まかな流れですが、後期基本計画策定にあたりまして平成20年4月から総合計画審議会が平成22年3月まで12回開催され、その間に市民意識調査、アンケート、行政との意見交換会、将来の人口推計、タウンミーティング、パブリックコメント等々経まして、平成22年4月に策定され、公布されているところでございます。

この後期基本計画、さらに実施計画にわかれます。前期は平成22年から24年、中期は平成25年から27年、下期が28年から31年という状況になっています。この後期基本計画大きく分けてまず基本構想の将来の市構造、都市像ということで、流山市としまして「豊かな自然や歴史、文化を満たし市民が真の豊かさを実感できるまち、皆でつくろう価値ある流山」をスローガンとしております。その政策ということで、将来都市像を実現する6つの政策ということがうたわれています。

一つは都市基盤の整備、二番目として生活環境の整備、三番目として教育、文化の充実向上、四番目に市民福祉の充実、五番目に産業の振興、行政の充実という6項目の政策が打ち出されております。

それに基づきまして36項の施策がございます。

それぞれ先ほどの都市基盤ではこれこれ、生活に関することはこれこれということが謳われております。これは本市のホームページを読んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

あと、私どもコミュニティ課が関連する事項といたしまして、二節生活の豊かさを実感できる流山が生活環境の整備ということで、市民、自治体、市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進ということでございます。

それともう一つは行政の充実ということで市民参加の地域社会づくりということがうたわれている状況でございます。基本計画の流れとしましては策定に関しましては、以上のような流れになっております。よろしく願いします。

その次に陳情、請願の流れでございます。まず請願、陳情の大きな違いは請願は1名以上の議員紹介が必要というところでございます。陳情は紹介議員の必要はございません。また提出は議長に提出するような形です。(議会事務局に請願、陳情を提出するような形になります。)これは定例会が3月、6月、9月、12月ごとの締め切りとなっております。定例会の招集日前7日前までということでございます。そこで審議が行われるわけですが、委員会というところでまず審査されまして、本会議で採択・不採択の決定がされるという状況でございます。なお、この陳情につきましてはまた郵送で送られる場合は受理のみという形でございます。請願としましては以上のように委員会等々つきましては本会議ということを経ますが、郵送の陳情の場合は受理のみで参考配布ということですが、

最後の議員発議。これは例えば条例とか、そちらの順で流れでございますが、まず議案を議会に提出する権限、原則として市長、それから議員、常任委員会、議会運営委員会に条例の提案権が認められております。議員発議の条例で代表的なものが、昨年平成21年第1回定例において提出され、議決されました流山市議会基本条例こちらがでございます。具体的に関する条例以外で過去5年間で議員が提案した条例につきましては、平成19年第3回定例会に提出された「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」とそれから20年第2回定例会で議決されました「流山市墓地等の経営の許可に関する

る条例」、これは一部改正の条例が可決されております。議会発議の議案はこれは、その提出理由、いろいろやりまして委員会で審査されるということです。委員会で審査されたものにつきましては、本会議で採決という形多くはその様な形でございます。以上のこの3点今ちょっと簡単ではございますけれども、後期基本計画、それから陳情、請願、議員発議の流れということで以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。前回のお話の宿題ということで、事務局のほうから市民参加のプロセスの参考資料という形の陳情、請願の流れ、それから議員発議の流れについて説明がありました。これについて質問等ありますか。

(D 委員)

市民参加という観点でちょっと今御説明いただいたのですが、そここのところもう少し特に総合計画のところでは伺いたいのですが、結局意思形成過程という中でプランのところ、プランのところは総合計画審議会とか、アンケートとかそういうところになり市民参加は活かしているわけですね。総合計画の計画策定にあたって、その次にそうするとそれで総合計画が今度あとプラン、ドゥのところ、実施のところ、それが実際にドゥする時には実施計画というものが細かくわかれますよね。その実施計画の中に対する市民参加というものは、どういうふうな形があるのでしょうか。

(兼子コミュニティ課長事務局)

そうですね、実施計画の中での市民参加というのはやはり最初の基本計画に基づいた部分のアンケートですね、それに基づいてこうしてみましよう、ただここで実施計画になりますからローリングも当然含まれてくる訳です。そういうところの参加が認められてくるのもあると思うのです。

(D 委員)

ただ現実に例えば実施計画の事業の優先とか計画の優先とかとい

うものは、総合計画がだいたいあったとしても実施計画で庁内で優先順位とか予算づけとかというのはあるわけですね。そういうところへの市民参加というのは直接的に実施計画に対する、実施計画の策定における直接的市民参加というものは。

(兼子コミュニティ課長)

直接的にはないですね。アンケートとかそちらの……

(D 委員)

それを参考にしながら反映させていくという形ですね。あと、総合計画に対する評価というものは、各事業に対するまちづくりアンケートとかということで、相対的な評価もたぶんもちろんあると思うし、あるいは各計画に対する評価というものもたぶんアンケートの中であると思うのですが、総合計画全体に対しての評価というものはあっていいのかどうかそこら辺がちょっとわからないというか、議論をしていかなければいけないけれども、評価という観点からみたときの市民参加と団体での市民参加というものは。

(兼子コミュニティ課長)

これは直接的な評価というものがどのような形かというところと具体的にはないと思います。そこの今回のこのような形でリンクさせるかというものも議論のところかなという形ですね。

(C 委員)

今の件で、総合計画審議会を傍聴したけれども、一応前期のその総合計画の評価はしてますね。それは聞いていると庁内の人たちが恐らく評価し、あとは年ごとの市民意識調査とか、それから確かこれも意識調査やってますね。そこである程度反映というのは不十分だと思いますけれどもね。反映はされているのではないかと思いますけれども。

(委員長)

今われわれがやっている市民参加条例検討委員会ですね、そこら

辺も検討しながら進めていこうという風になっています。

(C 委員)

これ今回私は市民参加の事例はもっとたくさんあると思ったのだけれども、一つは私としては不満なのだけれども、一応これがメインだと考えてもいいですか。皆様方の……

(兼子コミュニティ課長)

参加という形になるとメインというか今回の Eさんと Dさんの話の中で、質問の中だけでしかとっておりません。ほかにも市民参加ともなればもう少しあると思います。

(委員長)

よろしいですか。ほかに。

(I 委員)

例えばこの陳情とか請願に近いと思うのですがけれども、例えば窓口とかに直接こうしてほしいだとか、各課だとか各部署ごとにならわれているような内容みたいなそういう意見、市民からの意見はどういう形で処理をされるのか、また窓口で受けてどこどこで検討してそれを実施するのか、見送るのかそういった、直接市民から寄せられる陳情や請願とは違うような意見はどういう形で処理を。

(兼子コミュニティ課長)

例えば、自治会の連合とかの組織があります、そちらから要望という場合がございます。そこで地域でその辺の要望を受けた中で、こういう解決策はしますよ、もしくはできない場合はどういう形で複数の要望にまたがるものについては検討しながら解決策を見出すと。そういう状況が今起こっているというのが現状です。

(E 委員)

個人からの要望、意見というのは、吸い上げるシステムというものが無いのですね。

(兼子コミュニティ課長)

そうなのです。個人は今おっしゃったとおりです。

(C 委員)

ちょっと待って。ありますよ、市長への手紙……

(兼子コミュニティ課長)

あるのですけれども、それが即あるいはなるべく反映させるような形でやっておりますのでね。

(C 委員)

私の事例では市長に手紙を出したらすぐ秘書課の人が対応してくれましたよ。

(E 委員)

回答は来るんだけど、それが採用かどうかというのはまた後の事でね……

(D 委員)

それは個別に事例で出す場合もあるけれども、それがそのままであるということを……

(兼子コミュニティ課長)

事業としてその解決策になっているのかというのが疑問点。

(D 委員)

それと例えば課に渡って横断的にその市民の個人の意見とかそういうものが横断的に渡る場合があったときにそれを各課で検討して、それが一つのものになって出てくるという形は。

(兼子コミュニティ課長)

それは場合があります。例えば工事関係で道路だとか下水のから

みがありましたよね。そういう複数の部分については、どちらがどうなのという話、それは当然出てくる訳ですので。

(E 委員)

市長への手紙というのは非常にダイレクトな、一つの仕組みなのですけれども、現実には相当来ているとは思いますが、どのくらいの割合で、聞くと、極端にざっくりいうと善処しますとか、努力しますとかそういう通常的な返事が多いみたいなことをチラチラきいたりするのですけれども、それは意外とそうではなくて、結構丁寧に細かく回答しているというものも聞くし、どちらがどのくらいどうなっているのかなと……

(兼子コミュニティ課長)

ごめんなさい、今は割合の即答はできないのですが、われわれのコミュニティ課として対応については必ず現場を見ます。それについて対応できるのは即対応するような形はとっております。

(D 委員)

それで、市長への手紙も例えば年に1回くらいどういう御意見があってどういう話があってとかそれがいくつあってとかそういうものは公表はされるのですか。

(C 委員)

これ確かホームページで載ってなかったですか。

(D 委員)

なんか公表、ほかの市では公表をしてほしいほかの市民も見られるような形はなっているのです。それはどうなのですか。

(兼子コミュニティ課長)

ちよっにごめんなさい。秘書課対応でやっているだけで、私もホームページはちよっと詳しくないからそれは。

(D 委員)

ホームページだけではなくて、広報に載せるとか、いくつくらいの市長への手紙があってどういうものもあったとか。

(兼子コミュニティ課長)

集計ですね。例えば今このくらいでこういう状況のものがありましたと。それはちょっと確認します。済みません。

(E 委員)

それは市にとってもPRすることですからね。これだけ一生懸命にやっています、というPRにもなる位だから。

(D 委員)

それ、ちなみにどのくらいあってということ。

(委員長)

はい、では報告に関することはこれくらいにしまして、今日の議題の本題へいきたいと思います。今日両部会からの報告と全体に関わる論点ということになりますけれども、両部会からの報告をそれぞれやっていただきまして、全体に関わる論点というものも、今日は4回からの報告の中でそれぞれ確認を含めて、全体に関わることについての質疑を行って、そして今回もそこで時間的に余裕があればまた先生の部会にわかれて話すようなことでいきたいというふうに思っております。

では、まず両部会からの報告ということで行政・議会部会のE部長、お願いします。

(E 委員)

それでは、私のほうから説明いたします。前回は4月25日に行いまして、ごめんなさい、26日です。26日に行いまして、どういうふうにこの部会をすすめるかというような話がいろいろあって、その結果先生からも、関谷先生からもアドバイスをいただいているように、やはり全体をストーリーを組んでそれをチャート化すると

いう作業が大事なのではないかと、いうお話も冒頭にこれは全体会議でもあったと思うのですけれども、そういう手順でいこうというような話の中でどうもストーリーを組んで、チャート化していくと、やっぱり大項目、中項目、小項目とこうなるわけですね。どうしても大項目が大きな幹ですので、なんか漠然としていて、外面的な問題とか抽象的なことが多くて具体性がちょっと見えてこない、というような御意見もあって、反対にその葉っぱのほうからいろいろアイデア出しをしようではないかと。それを後でグルーピングしてその枝、小枝、中枝、次が幹というふうに反対から追って行ったらどうだという事になりまして、1回目はその小項目というか先ほどの例で言えば葉っぱのアイデア出しをすればいい、したがってアイデアですから、思い付くままランダムにですね、あまり体系が出てという訳ではなく、思い付くままに、好き勝手にとっては語弊がありますが、思うままにどんどん意見を出していこうと。こういうことになりまして、結論から申し上げると行政への市民参加という大きなくくりのグループで考えれば全部で16程のことをいっておりました。

それからもう一つ議会への市民参加という視点はどうかということなのですが、これは一応あとでどう作用するかというのは全体会議の中で議論があると思いますが、部会としてはとりあえず気がつくことは入れておこうというスタンスで付け加えまして、2項目ほど議会に関する市民参加のアイデアも出てきています。そんなところでとりあえずいろいろどういう人が参加するのかという参加の対象の年齢、ジェネレーションの問題とか、小中学生から大人までという、小中学生という意見も出まして、それからどういう事業に参加するのか、それから例えば意見交換会とかいろいろな会議をやる場合に広報するのですが、そういうときの人集め、これは指名があつたり広報だつたり無作為抽出があつたりするのですが、そういうことで人を集めて定例で意見交換会をやるとか、もっとITを活用したり、ホームページをもっと工夫したらどうかとか、話がいろいろかなり細かいところがとんできますが、そんなようなこと。それから転入時、他市から転入してきますね。そのときの自治会への入会促進、勧誘等を通じて、少しある意味コミュニティ意識

をもってもらったらどうかですとか、それから先ほども I T 活用があります、電子会議ですとかそれから全くランダムで申し訳ないのですが、市民登録制度なんていうものもあったのですね。それから参加、協働についての提案制度、これをしようではないか、というような意見もあったのですね。それから市との意見交換会これは先生からアドバイスがあって、応答する関係を一方通行ではなくて、言いつばなし、聞きつばなしとかお互いにそういう関係ではなくて、応答する、こういったそれに対してこう答えてくる、その答えについてまたこう答えるみたいな、そういう応答する関係が非常に大事なのではないかという先生のアドバイスもあって、そういう関係をつくる必要があるだろうということですね。

それからこれは先ほどの提案制度か何かでの絡みだと思いますが、市民会議みたいなものを設けて受け皿をつくったりですとか、それから庁内に市民参加とか協働の専任部署をぜひつくるべきではないかという意見もありました。それから苦情の処理の仕組みですね、これは苦情も要望も大事なことだと思いますので、それを責務的に吸い上げる仕組み、また、能動的に吸い上げる仕組みみたいなものも大事だと。それからこの市民参加とか協働を推進していくための、より活発に推進していくための環境づくりみたいなことも、考えなくてはいけないだろうということで、市とか団体とか NPO 等の団体、職員研修とか、職員さんの意識改革。これは市民サイドと職員サイドと両方あると思うわけですが、両方に環境を、推進していくための環境づくりが必要だと思います。それからパブリックコメントはもちろん一つの手法としてあるのですが、これをもう少し修正、改善したほうがいいのではないかということもありました。それからあとこれはもう 4、5 年前になりますかね、パートナーシップ指針 2 1 というのでかなり市民参加との行政と市民の協働についてのパートナー指針というものが答申として出ているのですね。これは 20 人くらいのチームを組んで、市民などで組んで、今のコミュニティ課が司会をしていたのですけれどもね、このパートナーシップ指針 2 1 というのはぜひ私なんかも行政さんとパートナーシップ組んで、いろいろ業務受託したりしているわけですが、そのアウトソーシングした担当課の課長さん以下皆様方パートナーシップ指針 2 1

って御存知ですかというのと、以外と、知らないのですよね。なんのためにつくったのだらうと思うのですけれどもね。これはかなり、あとで皆さんにもぜひ見ていただきたいと思うのですが、資料についていたかな、配っていますね、ぜひお取り頂きたいのですが、かなりの市民参加とか協働に関わることがいっぱい書いてあると思います。それからあとは今、国政のほうでも盛んですが、市民参加による事業仕分け。これも当市では始まっているのですよね、ところが誰がやっているのかということがわからなかったりするのでこれも広く市民に呼び掛けてはどうかと、ご意見を頂いている。

それから政策提言ができるような先ほどの提案制度と似ているところもあると思うのですが、市民検討会みたいなそんなようなことも考えたらどうかと。というようなことで、全部で 16 項目ぐらい出てきて、まだまだもう 2、3 回やってアイデアを出さないとまだまだこんなものでは足りないと思います。それから先ほど C さんからちょっと兼子課長の方にお話した現在市でやっている市民参加、これはプランの段階でもあるでしょうし、市議会みたいなプランの段階もあるでしょうし、私たちが受けている、NPO が受けているような業務受託みたいな実際に業務を受託して、という様な市民参加もあるのですね。そういうようなことも全部入れると相当あると思うのですね。全貌として箇条書きで結構ですので、出していただくと我々も頭の中で、「流山って結構やっているじゃないの」という様に、われわれもアイデア出しに非常に助かりますので、そういうところも見ながらそこから芽が膨らんでいくこともありますので、ぜひお願いしたいなと思います。

それから議会のほうはいろいろもっともっと深く踏み込む点もあると思うのですが、とりあえず前回は時間の関係もあったりして、傍聴について土日も OK になるように土曜日曜でないと行かれないという人もいるので、そういう人への対応として、傍聴を、議会を土日にふりかえてくるということだと思います。それから、開いたらどうかということ。それから議会への提案制度と課題を吸い上げる仕組み。これは行政のほうにも提案制度を先生が大事だといっておられる地域の課題、行政業務の問題点ですね、そういうものの提案を受けるということを入れたらどうかという意見がありますが、

それと同じ様に議会にも当然先ほどのお話のように議会から提案はできるわけですから、自分たちで立法できるわけですよ。そういうことなので議会運営としても議会の機能としても、自分たちで地域の課題をみつけて自分たちで条例を発議すると。そういうようなこともあっていいのではないかというような御意見が出ています。以上、行政議会部会のほうからの報告でございます。何か質問はございますか。よろしいですか。以上です。

(委員長)

はい、では、行政チームの方。補足なり、なにかありましたら。では、今のあれですか、もう少しさらに……

(E 委員)

もう1、2回やって、もっと一杯出さないと、それで最後は取捨選択するか、その辺は議論しながら、少しグルーピングして、そのストーリーを次の枝のほうへ少しまとめていかないと、これではあまりにもランダム過ぎてしまうのでそういう作業はこれからですね。

(委員長)

はい、わかりました。では、続きましてコミュニティのことについて。

(C 委員)

では、説明します。メンバーはインターンシップのTさんがわれわれの部会に参加されました。今、6名であと事務局としてコミュニティ課が入ってやっています。それで今まで前回の本会議以降、3回ほどひらいています。私があんまり毎回資料ばかり出していたものですから、大分消化不良となっているくらいがありまして、部会長としての力量がないものですから、申し訳ございません。

一応そこに第2回として4月17日に約30分くらいの部会で、配布した資料なんですけれども第3回は4月26日に二時間で終了しまして。それから第4回が5月10日になります。

それで最初の頃はコミュニティとはなんぞやとか、流山市のコミ

コミュニティ活動がどうだとかフリーディスカッション的なこともありまして、意識合わせといいますか、そういうところがありました。それで前回の本会議で関谷先生から、上からおしていく方法と下の要するに市民参加にしてどんな姿が描けるかという姿か、おしていく方法両方ありますよ、という話がありまして第3回のときに、第2回に意見出たのかな、それで第3回に一応多少議論をしたあとにコミュニティは市民参加でどんな姿をコミュニティが実現されるのかなということで、ここに模造紙がありますが、こんなふうになんか姿になるのか、それを実現するためにはどんなことが考えられるか、そういうポストイットで貼りだして、これは一応この結果というのは不十分というか、まだ十分ではなかったのですけれども、その中で出てきたのは豊かなまちにしたいねということが、それから安心、安全なコミュニティになっていく、それから参加しやすいコミュニティとか交流のあるコミュニティ、それから自立した問題解決能力のあるコミュニティ、いろいろとたくさん出たのですけれども、一応報告するところのことですね。これ以外の案もあるのですけれども、短時間でありましたのでそういう姿を描いて、それに対する実現手段としては場の問題、人材育成の問題それから情報、その市との関わりの問題、支援とか資金とかそういうことをまとめました。

一応それは一つそこからおしていく手段として、逆にこっちからおしていく為に、これを実現するために、なぜ実現できないかなぜなぜ問答というのものもあるのですけれども、5回くらいやると本当の対策とか手段が見つかるという手法があります。それになぞってこういう姿を実現するにはどんな手段が、なぜこれが実現していない、最終的に人の意識の問題とか、いろんな問題が出てくるのですけれども、不十分ながらこういうのをまとめて、今後の要するにコミュニティ部会として内容をまとめたりするための参考資料としてつくっています。それで一応そこにありますように、前々から流山らしさを出すにはどうするかということで、要するにコミュニティは市民参加を折り込むことが流山らしさを出すのではないかと、御存知のように市民参加という行政に対する参加というもの、市民参加条例のスタンダードですね、それ以外にパターンとしてはNPOとか

協働の改革とか。さらにコミュニティへの参加これが1番広いのですけれども、この事例がなかなか全国になくて、一応探しましたら福岡県の宗像市が市民参加と協働へのコミュニティ活動の推進に関する条例というものがありますので、一応それをベースにあと佐倉市の協働なんていいましたか、あそこら辺をベースにすでにちょっと条例の形式に沿った案を部会としては提示しています。それで問題はいろいろあります。まだ途中の段階なので。そういうことでコミュニティであっても市民参加、なかなか皆さんしてくれないというそのためにどうしたらいいかと。いろいろな環境づくりをしましょうというところがありますので、そこら辺を重点的に考えて、また最初、新たな地域コミュニティ組織とかそういうの書いていたのですけれども、そちらの方も含めてというように、それで一応全体構成がどうなるかというのはわれわれとしても気になるのですけれども、ちょっと裏ページ見てください。一応これは1番の前文には一応一部ということを入れてもらおうかということ、ほかの市の例なんか見るとコミュニティ参加に関する考え方は書いていないので、そういう部分も部会としては入れてもらおうかと。

それから目的についても同じですね。それから用語の定義、一応市民参加という定義もしておいた方がいいのではないかと、コミュニティ参加とか何かそういう…。一応この部会としては付け加えてほしい今のことをしようかと、基本理念とか市の基本姿勢とか市民等の基本姿勢もありますね。ほかの市ではここに入っていない情報共有というのが、こういう市民参加に非常に1番ベストなのではないかということで、一応これをここに入れたらどうかということで、検討していこうかなというところ。3番はEさんの部会でやっておられるのでこちらは対象外。ちょっとこれは10日時点の資料を基にしてやっていますので、ちょっと今日つくった資料はまだ部会に説明する資料とは違っているのですけれども、一応環境の要するに参加するための環境づくりということで、人材問題とか場の問題とかそれから資金源とかですね、それから推進組織ですとかね、行政の支援、それからやっぱりやってよかったという評価を伝えることが参加につながるかなというふうに思います。それで地域コミュニティ組織はどこまで織り込むかというのは、細かく

書けばそういう対応があるのですけれども、恐らくかなり絞った形になるのかなと。全体的にこの項目を一応挙げていますけれども、恐らく直しが入るかなというふうには考えています。もちろんコミュニティ活動への市民参加へのそういう情報公開とか参加の対象とか、そういうこと、前に E さんが全体の構成で書いていただいた参加の対象、タイミング等、時期とか報告がありましたので、ちょっとそこら辺が恐らく抜けているかなという感じで、そういうものも含めて検討していかなければならない。

問題は協働をどう考えるかということなのではございますけれども、行政から呼びかける協働もあるし、逆にこちらが提案、コミュニティ側が提案をして、協働する、それからコミュニティの内部での協働とか幅広く考えるべきかなと個人的には思っています。ただ世の中の流れから見ると、恐らく N P O とかと行政の協働とかですね、そういう観点かなという感じはします。なので一応恐らくその協働というところをキーにすると行政への支援と市民参加とそれからコミュニティとのその位置づけをどうするか、その協働ということはどう考えるかというそこら辺を全体の中で議論していただいたほうがいいのかなと思います。あとは推進組織ですね、市民参加の組織、市民活動などですね、そういう形で今は細かい議論に入ろうとしている段階です。今後の予定は 3 1 日になりまして、6 月 1 4 日にもう一回ということで、6 月 1 9 日にはなんとかまとめをすることができないかなと、ちょっと厳しいのですけれども、やってみます。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。コミュニティ部会のメンバーから補足等ございますか。

はい、それでは今までのそれぞれの部会、部会長からの報告についてお互いにでいいですか。確認なり質問等ございましたらどうぞ。

(C 委員)

行政部会の協働というのは出ているのですよね。

(E 委員)

出ています。一応まだ構想としては出来ていませんが私個人としては協働をやはり強く意識したいと思うのですけれどもね。

(C 委員)

私どもも例の E さんがおっしゃった指針ですね、この前の部会で話し合いがありまして、あそこら辺をベースに考えるのかなど。

(E 委員)

ちょっといいですか。これはまたあとで議論するのもかもしれませんが、市民参加条例の中にこのコミュニティ活動への市民参加というものを、入れるべきか、入れたほうがいいのか、なんだか分からないけれども、入れる必要があるのかどうか。ちょっと私勉強不足なのでなんかちょっとピンとこないのですが、コミュニティ活動への市民参加というものを条例化するというのは、どういう意味があるのかなど。わからないのですよ。もし何か、御説明していただければありがたいですけれどもね。

(C 委員)

市民参加をどうとらえるかという問題ですね。結局要するに地域の問題解決を推進していこうという立場からいくと、要するに身近な場で市民参加に関わっていくと、これちょっと偏見というかちょっと語弊がありますけれども、行政の市民参加はかなり意識の高い人とか、いうところなので、いきなり私の考えはちょっと前文も書いたのですけれども、特定の人が参加する市民参加ではなくて、たくさんの方が参加できる市民参加を目指すべきであってそれにはまずコミュニティへの活動から参加して行って、どんどん成長してもらってそれで行政の審議会入るとかね、そういうステップも考えられるのではないかと思いますので、私は重要視しています。

(E 委員)

市民参加の概念をどこまで広げるかで決まってくるわけで、小さく捉えれば行政だけへの市民参加、もうちょっと広くとらえれば議

会の方の市民参加、もうちょっと広くとらえれば地域への市民参加みたいなね、もっと広げた自治会の市民参加みたいな、コミュニティの市民参加というところまでいって見たらそういう意識で住みよいまちをつくろうよ、ということもやっていくためのことなのでしょうけれども、それをどこまで条例化するのは必要があるのか、そぐうのかみたいなね、ちょっとイメージとしてわからないのですよね。どなたか御意見があったらぜひきかせてもらいたい。

(D 委員)

いいですか。それに関連して、例えば行政の市民参加というものは、市民が主権者としての権利としての市民参加ですよね。だからそれは強制されるべきでもないから、コミュニティ活動というものの市民参加というものは、市民といったときにある種そのコミュニティの地域住民の参加ですよね、いわゆる大きな市民というくくりで。そうしたときにはどういう市民とか地域とかいうものを主権者としての市民とかその辺の権利主体としての市民というものとはまたちょっと違うのですか。そこら辺で私もすごくそのコミュニティ活動、市民参加を条例化して行ってそこでくくってしまうということにちょっと私もなんとなくよくわからない。そういう市民を……

(E 委員)

なんとなくわかるような気もするのですけれどもね、ちょっといまいち。

(D 委員)

私はちょっとこういうふうな形……

(C 委員)

市民等というのは、全市的な立場の市民等というのが要するに地域にいる人の市民等ですよね。

(D 委員)

もちろん。だけどその主権者での市民の権利主体としての、行政

への参加と市民参加というものがあるのと、コミュニティへの参加というのはどういう関係があるのですか。それは当然わかりますよ。なんとなくもちろん。地域住民が助け合って、当然それはあるのだろうけれども、整理したときにその辺はそんなものは……

(C 委員)

主権者だけを強調すべき問題なのか……

(D 委員)

だからその市民参加条例といったときに、協働というのとはまた別の概念だから参加と協働を別にするといったら協働をきちっと位置づけるというのはわかるのだけれども、その辺がちょっと私の中で掴みにくい。

(委員長)

これは自治基本条例でも市民の権利と同時に義務というようなことをあれているのですが、そういったことだけではなくて、今のその参加といったときにその市民がそこへ参加しやすくなる、そういったところにその場をどうつくるかとかですね。それから費用はどうするんだとかですね、そういったことも含めてですね、その中で検討していくわけです。

(D 委員)

当然でしょう。市民参加はどれだけどういうふうに市民がどうやって参加して権利といってもそれは根底にあるものですから、そのところをだから参加しましょうではなくて、どうやって市民参加ができるか、市民参加を諮ろうかといったら市民参加条例を今考えているわけではないですか。それはもう当然ですよ。当然その……

(委員長)

当然なのですが、今そういうことはその条例化されているかどうか、そういう場を提供するかどうか。

(D 委員)

だからそれも今考えているわけでしょう。そうしたときにそこでコミュニティといったときに、先ほど C さんは市民が直接に市民参加する行政参加は難しいから、まずコミュニティに参加してそこからということに……

(C 委員)

それは全員のことを言っている訳ではないです。それでできる人もいるのだけれども。

(D 委員)

だからできる人とできない人というよりも、それはコミュニティへの市民参加とその行政への市民参加というものを、そういうものが断層的に考えていくものなのか。

(E 委員)

ちょっといいですか。この市民参加の条例の中にコミュニティ活動への市民参加という考え方を入れるという話ですね。入れるか入れないかという話ですね。僕はそれは、よくわからないのですが、C さんの御意見をきいていると入れたほうがいいのかという御意見で、でもそれはなんとなくわかるのですが、なんか別の方法でこのコミュニティへの市民参加ということをアプローチしていったほうがいいのかというそういう手法があるかどうかわからないですが、これはちょっと市民参加、確かにここに書いてあるようにこれはこういう部分に括った方がいいのか、ここに書いてあるように人材の発掘とか、成長支援とかコミュニティ施設の拠点づくりとか、財政面の確立とか、全市推進組織とか、行政の支援とかありますよね、こういうものは行政絡みの話なわけですよ。ある意味ではね。必ずしもそうでもないけれども、かなりの部分が行政、拠点といったってなかなかその自治会館に動けという事はあるかもしれないけれども、だからそういう風なことが絡んでいるから市民参加条例の中に入れたいほうがいいのかなどという気もするのですけれども、なんかこのコミュニティ活動への市民参加というの

は、別のもっとこうなんか精神論的なところがあるような気がするのですけれどもね。どうなんでしょかね。よくわからないんだな、本当に。

(委員長)

これが精神議論になりがちだという意味ですか。

(E 委員)

そうです。もっと別の形での精神論でいえば、条例に入れなくても例えば市民憲章なんてありますよね、どこかに書いてあります。

(委員長)

市民憲章的なものはたくさんとってきていますけれどもね。でも、それは結果が出ているところはほとんどないです。逆に条例をつくることによってその結果を出せるようにしていこうというのが……

(E 委員)

それを条例化して、おしていくべきものなのか、1市民がコミュニティに参加するということを条例化してある意味、力でおしていくべきものなのか、なんかちょっと違うのではないかなというふうに思うのですよね。

(委員長)

条例化することによってのマイナス面というものは、具体的にどこにか。

(I 委員)

コミュニティに市民参加するということは、非常に重要だと思うのですけれども、たぶん僕の印象だとここからまだ整理すると思うのですけれども、具体的にコミュニティに参加することは大事だけれどもコミュニティに参加するための具体的な手法みたいなものは、ちょっとこれはまた別のところで検討して、その条例の中に入れる必要があるのかどうかと、思うところはあります。ただコミュ

ニティに参加するということは必要というか、入れたほうがいいとは思いますが、それは精神論ではないですけれども、ある程度大きいくりで入れておいて具体的な手法はまた別で必要かなと思います。今後の整理の仕方だと思いますけれども。

(E 委員)

これは市民生活部コミュニティ課がたまたまというか当然われわれのところなので、1番よく御存知だと思うのだけれども、すでに170くらい自治会がありますよね、私もずいぶん昔から自治会活動を通じて地域活動に参加してきているのですが、なんかやっぱりコミュニティ活動の原点は私は自治会活動にあると思っているのですよね。そこが原点ではないかと。そこでいろいろ派生していくのはかまわないのですが、原点はこういう自治会になるのではないかなと、そこへの参加をですね、私も参加したりしなかったりもちろんするし、かなり精力的に参加しているほうだとは思いますが、それはまた条例で参加すべきみたいな条例にするということは、どういうふうな表現になるのでしょうかね、例えば参加すべきというようなものでしょうかね。

(委員長)

市民に対してそういうべきというあれでは……

(E 委員)

そうするとどういう表現になるのでしょうかね。

(委員長)

ですからこれは私の意見ですけれども、それは今までに実現できなかったことができるように、条例化することによってその市もそれから市民もそういう参加しやすいというのですか、それを結果が出せるようなことをとにかく今はわれわれは模索しながらつくりあげていこうということなのですね。

(E 委員)

じゃあ、こういう美味しい御馳走が色々ありますよと、それにぜひ参加しませんかというそういう環境づくりをする……

(委員長)

おいしい御馳走という言い方は……

(E 委員)

おいしい御馳走という言い方は違うのでしょうかけれども、少なくともなにか魅力がないと参加しませんよね、そういう意味でおいしいといったのですけれども。おいしいね、御馳走がいろいろお料理がありますので、ぜひ皆様方参加しませんかとね、そういうことを用意しようと。そういう意味ですか。

(委員長)

だからこれは個人的な表現になりますけれども、おいしいということではなくて、参加する場が楽しいとそれがいい循環になって参加に繋がっていくという……

(E 委員)

言葉尻とらえて申し訳ないのですけれどもね、その楽しいの意味でおいしいと言ったのですがね、いやらしい意味のおいしいではなくて、魅力があるということを入れていただきたい、魅力があるこういうものがありますからぜひコミュニティに参加していきませんか。そういう環境をつくろうということですね。

(D 委員)

皆さんこのコミュニティというものは大事ですよと、楽しいコミュニティをつくりましょうね、参加しましょうねということの呼びかけ、それに参加しやすいような仕組みを見せていくというわけですか。

(委員長)

例えていうと昨年コミュニティ課のほうで、江戸川大学とファシ

リテーションのその地域のリーダーの方に、ファシリテーションを学ぶという場をつくったのですけれども、そういったことも含めてそういう市民が参加する場をやっぱりつくるために、こういったことをやっていきましょうみたいなことも方向性としてこの中につくっていけるのではないかなと思っているのですね。

(D 委員)

それはなぜコミュニティなのですか。

(委員長)

結局今の自治会もいろんなコミュニティの場があるのですけれども、そこが活性化と申しますか、いい形で動いていないから市民がそこから離れていく、コミュニティとの関わりあい薄くなっていくというような考えが背景にあって、やっぱり今ある場を活性化するためにはリーダーの方に参加した人が楽しくなる場をつくり方を学ぶということが大事ではないかと。

(D 委員)

そうするとこれはリーダーの人のための……

(副委員長)

済みません、僕の思っていることはちょっと間違っていたら訂正してほしいのですけれども、僕が思っているイメージというのはなにしろ流山というまちで暮らしていて、あるときふとこんなことを思いましたと、こんなことがあったらいいなとかふとなにか思いつきましたとか、そのときに、では、思いついたことをどこにもっていったらいいのかなといった交通整理ができるのがもう一つあったらいいのかなと思ったりして、その交通整理として、もっていく場所というのが一つはコミュニティの中にある、一つは行政であろうし、一つは議会といったところであろうし、もしくはそのNPOなんていう活動組織だったりそういったところうまく交通整理みたいな役割ができたらいいいのかなと思ったりするのですよね。それであとその行政の役割としてはコミュニティであるとか、そういったN

P Oとかそのような組織などをそういったところを育成するという役割も考えていいのかなと、そういうふうに考えてみると今議論みたいところで、すでにはまらないかななどとちょっと思ったりするのですけれども、すみませんね。すっとなきょうなことをいっていたら許してくださいね。

(G 委員)

いいですか、済みません。1番上、市民参加のときの1番参加しやすい窓口をつくるときのコミュニティというのは、すごく身近なものとしてあるためにやっぱり必要ではないかなと思うのですよね。コミュニティ1番では、行政のさっきいつてくれた建前的なものを一般の方が、では、どういうふうに参加しましょうかというときに、1番身近なのがやはり自分のまわりのコミュニティのところに参加することによって、どんどんと先をさっきCさんがおっしゃったように上のことを考えていくというふうになっていくと……

(E 委員)

市民参加の定義を決めましょうよ。ちょっと違うもの。

(D 委員)

それとコミュニティと行政との関係がどうなのかといったときになんかこう行政に参加しにくいから身近なところで先にコミュニティの関連性みたいなものを密接にあるとかで、先生ここで前におっしゃっているのはやはりコミュニティとは行政と自立した別のものだよというふうにもおっしゃっている、こちらのほうではどうもその身近なところはもちろん身近なのだけれども、それと行政と、といったときに行政に参加するのであればそのストーリーの通過点とかその繋ぎとしてのコミュニティみたいなものがなんかすごくイメージとしては私は今すごく。それだけではなくて、そうではないコミュニティというのは一体なんなのかといったところにそのコミュニティの参加というものはなんなのかといったときに行政とコミュニティが審議をもう少し関係性をちょっと整理しておいてもらわないと……

(E 委員)

聞いていて、やっぱり市民参加というものを行政での市民参加だけという狭い範疇でしぼるのはね、概念整理をしたほうがいいですよ。それは先ほど、おっしゃっていたのはもっと広い意味で生活の場全体への市民参加だという考えで、僕はちょっとやっぱりほかのいろいろな市の条例を見すぎたせいか、行政への市民参加というものをすごく柱があったものですから、だからちょっとほかのいろいろな地域全体の市民参加ということになると、ちょっとやっぱり色合いが違ってくるの思うのですよね。だからそれを一緒になってやるんだというのであればいいのです、それで。それを皆でここで決めて、全体として地域ぐるみ行政も議会も地域全体のコミュニティも自治会も例えばPTA、社会福祉協議会も地区社協も、NPO法人も少年野球クラブでもいいです。ある意味全部参加していくというのを入れて全部まとめるのだという概念でこれをまとめるのか、行政への市民参加という少し狭い狭義を市民参加条例に決めて、これをまとめるのか、これはもう決めないとちょっとその辺のこともしかり出たところでないかなと思います。

(J 委員)

今、Eさんが私の考えていることに近い線でお話いただいたので、感じているところで申し上げますと私は私なりの言葉で言えばある意味で根本的にそのまちづくりというそのことに対する参加というそういう考え方から概念性の問題というものは整理する必要がありますけれどもね。まちづくりについての市民参加というか、参加意識もとうとうということになると、初っ端にあった行政だとかコミュニティだとかということの対極感だとかあるいはその識別の意識みたいなもので、あうのか、あわないのかということもまちづくり全体の中で考えたときにはコミュニティというのはやっぱり一つの問題に入ってきますからね。今具体的にEさんがおっしゃられたようにNPOもあるし、学校の問題もあるし、いろいろな問題が出てくると思うのですよ。そういうことに対して参加しようという意識が実際に身近な、ある意味能動的な部分ですよ、参加しよう、わざ

わざ参加ということもないですから。市民として自分たちがなにか動かししょうというそういう意識づけにさせるような、繋がるような条例というものが仮に他市になくとも今回流山でやってもいいのではないかなという思いが私にはあるのですよね。そういう意味では。

(E 委員)

だからここでそこまで広げた条例にするのだというふうに皆の合意が得られれば私は大賛成ですよ。だけどなんかちょっと、皆さんはそう思っていて、私だけがそうではなかったのかもしれないけれども、どうもなんかほかの市の条例をみるとそこまで広がっていないので、私が前からいっているように流山らしいという言葉で言えば今まさにJさんがおっしゃっているようにそういうこと、まず流山らしくなるわけですから、そのような大事なことですし、別に全然私は反対でもなんでもないのでですよ。

(C 委員)

もともと部会はこう分けたのは、そこら辺の観点で分けたのかなと思ったのですよ。

Jさんがおっしゃるように、基本的にはまちづくりにどう参加していくかということだと私は思っている、だからその場によっていろんな参加の仕方を全体として広くとらえた条例をつくるべきかもしれないですね。

(D 委員)

でも、私はやっぱり先ほどの繰り返しになりますけれども、行政の参加とコミュニティの参加というものは質が違うとか、意識としては同じなのだけれども、その支援者の部分の参加と地域への市民参加というものとは私は違うものがある、それはうまく言えないのですけれども、だから分けたのでしょ…

(C 委員)

私は、本当は分権をもっと地域まですすめたい。主権者として、

すすめたい、ほしいという気持ちはあるのですよ。

(D 委員)

地域内分権ということになればね。それはすごくわかるのだけれども。

(C 委員)

そこまで心の中で思っていてそれをどう表現するかというのは…  
…

(D 委員)

そうするとそういう形の整理の仕方ですのであればわりと多少すっきりするのですけれどもね。その地域内分権における地域への市民参加というふうな形だとなんとなく私は…

(C 委員)

そこへもっていきたいのだけれども、いきなりもっていくと大変なことになるから、そこは頭におきながら環境づくりとかとりあえず参加しやすいところを重点に考えましょうかというものが部会なので。

(D 委員)

ちょっとその辺は先生に…

(委員長)

ちょっと先生のお話、その前に H さん、F さん、若い人から今の議論について御意見ないですか。

(F 委員)

自分の考えとしては今、参加というものはどういうものかなとわからなくなってきたときの人たちのために選択肢をいろいろ示せたらいいなという感じが自分の中でコミュニティ参加という感じなのですけれども。

(委員長)

はい、ありがとうございました。Hさん。

(H委員)

ちょっと頭を整理して、それから。

(委員長)

関谷先生。

(関谷先生)

ちょっとお話伺っていて、コミュニティではなく今とりわけ議論になるようにイメージ自体が非常に流動化してきてますよね。従来は特に日本社会の場合でも官製コミュニティですか、要するに国が市民生活の末端まで管理、コントロールを働かせるために、要するにコミュニティというものをいわば人工的につくって上から管理、コントロールしている、とりわけ戦前の隣組そういう地縁組織がまさにそういう形で作られてきていて、要するにそういう意味での地域活動をするというのはほかにも使えることだから、という部分があってその流れというのがいまだに残っているという部分があるわけですね。つまり地域コミュニティに参加するというのは、そういうお上に奉獻することだからそういうことによって、自分が名誉をうるとか、そういう戦前の名残がまだまだあるから逆にいうとそういうことはどういうふうに組み換えていくのかずっとコミュニティ問題としては、日本の場合続いていて同じ市民参加といってもやっぱり欧米との決定的な違いみたいなものがありますよね、だからいろんな参加とか協働といっても欧米的なものとは日本的なものであるということである程度全然とらえられ方が違うし、展開され方も違うというところがある、だからそれをどう組み替えていけるのかということが一つ大きく問われているのではないかとは思いますがね。

それから先ほど条例に入れたほうがいいのかどうかというような御議論がございましたけれども、これはいろんな考え方があると思

います。ほとんどの市民参加条例とか自治基本条例を含めてですけれども、コミュニティはせいぜい主体の連携とかそれくらいまでしか入れていない傾向があります。本格的にコミュニティをしっかりと盛り込んでこうしたいのだというふうな形で、条例に盛り込んだ例というのはそう多くないですね。コミュニティを条例で扱うときの問題というのは、さっきいったように官製的に上からつくるものとしてコミュニティを入れるといたらこれは全然だめな話になってしまうものですから、そういう意味でコミュニティを入れ込むというのは絶対避けるべきですね。つまり管理、コントロールの手法としてコミュニティを活用するということはあり得ないということが大前提としてその中でもう一つ精神論というお話もありましたけれども、条例に精神論を入れるべきではないということです。これはやっぱり要するに法と道德の違いという問題があって、道德をいわば一転する行政力を用いる規範で語るというのは、これまたあり得ないことだと思いますから、そういう精神論ではないということもちょっと押さえておいてもらいたいと思います。その上でコミュニティをどうするかというと、条例というのは一つは例えば権限とか権力を持っているものをどう抑制していくのかという側面も一つありますよね。ですから政治、行政参加というのはそういう意味で市民が参加していくことによってその権力とか一ヶ所に集中しないように、その行使が非常に特定のものだけにならないか、そういうふういろいろな視点を入れ込んでいくという意味もあるわけですね。それはそうすべきだというような形で曰く市民が参加する権利そして政治、行政はそういったものを受け止めてしっかりとその役割を果たしていく責務があるということですね。これは基本的な関係、それをうたうのが政治参加、行政参加としての条例の立法の意味合いですね。それに特化してコミュニティは市民自身の問題なのだから、条例には入れないでその権利、責務に関する部分だけを条例にうたえばいいというのが、従来いわれてきた基本的な構図ですから、そのイメージがあるとコミュニティはもう入れないほうがいいという話に恐らくなるということですね。

ところがもう一つ今のところ出ていますが、条例というものは一方ではそういう権利、責務規定を明確にするということがありま

すが、もう一つはそういう条例を通していろんなことをつくりだしていく、というそういう政策を実現させていくという意味合いがあるのですよね。それは例えばコミュニティの中にこういったものをつくっていく、という場合の一つの根拠を示しているのかなという意味合いがあるのですね。それはコミュニティに関していえば何々しなければならぬとか、そうじゃなしではない、コミュニティに参加しなければならぬ、これだったら条例としてはおかしい話ですね。参加する人もいてもいいし、しない人もいてもいいというのが基本的な自由な社会、大前提ですからコミュニティに参加しなければいけないとかそういうタイプの話ではないし、参加しましょうというふうにするべきものでもないかなというふうには思います。ただもしコミュニティということを入れるとすれば何々することができるということですね。何々することが妨げられないとかいうふうな話が意味合いで盛り込むと。先程 Cさんが分権という話をされた、私もやっぱりそういう一つ視点をもっています。ですから例えばコミュニティ単位でなにかしら意思決定する、そういう意思決定をするときには行政によって介入されないとか、されないとはこういうことがコミュニティ単位でできるとか、いうふうにできるという規定だからやってもいいし、やらなくてもいいわけですよ。そういう単位でコミュニティとはもし入れるというふうに合意なされれば入れるべきだなと、それはあとで実際に分権ということを考えるのであれば、小学校区単位で例えば一定の地理の自治組織というものを例えばつくることができるとか、いうふうにしておけばその地域住民がそれを活用すれば、何かそういうものをつくらうといったときには一つの設置根拠、それをその地域住民の合意で決める、というのはいいことですから、決めたいところはそれでやる、決める必要がないと思うところはやらなくていいという根拠として入れるというふうなイメージを持たれるといいかなと思います。

(D 委員)

そうするとコミュニティへの市民参加という表現とはちょっと違うような気がするのですけれども。コミュニティのあり方というかコミュニティがそういうこと、コミュニティ総体としてそういうこ

とが例えばできると、いうことのコミュニティのあり方について、あり方みたいな感じかなと思ったのですね。ということはそれはそこで自分がコミュニティに参加してもしなくてもいいわけですよ。したほうがいいのかもしれないけれども、どっちでもいいわけでしょう。そしたらコミュニティへの市民参加ではなくて、コミュニティのあり方、市民参加というところどこかで市民参加を奨励しているというか、そこを。

(関谷先生)

そこは参加のイメージをどうとらえるかということです。それは例えば政治行政参加だったり政治行政に参加することを促しているという話に同じようになります。それは権利の問題で権利というのはその本人が決めることです。だからコミュニティの参加もその本人が基本的には判断していく、例えばそういう地域のまとまりを例えばつくるとか、いうことを仮に例えば考えるときにはそういうものをつくるための根拠がなければ、結局は何に基づいてそんな持っているかの話になります。だからそういう政治根拠を含めて、こういうふうなコミュニティにするのだというある種の仕掛けをつくっていくことができるくらいにしておいて、そこにどう参加していくのかということはそれはもう開かれていた、逆にそれ以上はできない、それはもう道徳精神論になったりとか、強制的な意味合いになってしまうからただ意味合いとしては、コミュニティとしてのその自立、例えば自治体が分権というものを考えるのなら自立というものがあって、まずは例えばそこに一定の合意形成をする、それか例えば対行政ということを考えるときには、尊重されるというふうなものをしっかり根拠として確認させておく、そういうものが条例上根拠としてあれば、行政もそれを尊重しなければならないということ、行政の責務規定との連動というところが出てきますよね。だからそういう位置づけかなと。

(E 委員)

今まで自治会とはいっても役員さんが1年ごとの会長か副会長か全員交換みたいな1年ごとに変わってしまうという自治会もあるの

ですよ。それから結構長い間やっておられるところもあるし、かなり防犯パトロールや自衛組織をまでつくってボランティアでやっているコミュニティもあるし、そうでないもあるし、非常にバラバラですよ。非常に多様化していますよね。だからその中にそういう住みよいまちになったらこういうことができますよ、ということですね。入れて込んでいくとしてもね、皆ある程度それはわかっているんですよ。だから何もしないとしようがないけれども、なんかやっぱりそこで一工夫先ほども言われた政策を実現させるという意味からすると、望ましいコミュニティ、自治会をつくるのだということが、目的だとするならばそのように具体的な手法、手段が、こういうことができる、こういうことができる、と行って入れて込んでいったらきっといいのかなという気はしますけれどもね。

(関谷先生)

例えばこういったものの中に例えば自治会の定義から規定から全部入れるべきだとか、そういう議論も結構あるのですよね。NPOの定義をして盛り込むべきだとか、社協の定義をして入れ込むべきだとかいうこともあるのですけれども、私はそれは必要ないと思っていますのですよね。基本的にはそれぞれの地域団体がそれぞれに存在していると。例えばそういういろんな団体のいわば異質な団体が相互にこう出会う、あるいは相互に協力しうる関係を構築していく、いわばそれぞれ縦にいろんな団体があるとするならば、横に連携していく、そういう場とか機会をつくることできるとかというふうに例えば入れて、要するにコミュニティとはいろんな人たちが出会ったりいろんな履歴をもった人たち、特性をもった人たちが連携を重ねていくことによってコミュニティというのは活性化させていきたいと一つの政策的な狙いがあるとするならば、そういったものを実現させる根拠としてそういう連携するそういう場をつくることできるということを入れておけば、一つの今度それを用いて何かアクションをしていくということが可能になる、それは別にそういう書き方があれば義務規定でもなんでもないわけですから、ここでも一つの選択肢として位置づけられる、例えばNPOの方々が自治会に働きかけるということを例えばそうしたときに、おまえ何の根拠

でそんなことをやろうとしているのだという反発が恐らくあると思うのですね。だからそういういろんな反発があったときにも、そういう条例があるとすればこの条例に基づいて自分たちはこういう環境づくりをしようとしているのだというまた一つの根拠になるということ、もちろんその逆のパターンもあると思いますけれどもね。だからそういう場をつくりだしていくための根拠とか後ろ盾みたいな形で言い続けておくとそうするとまたそこからいろんなものをつくりだしていけるということにはなるかと思imasので、そういうふうなことはいらぬという判断ももちろんありうると思imasけれども、例えばコミュニティを入れるかどうかという、入れるべきだということを考えるときにはそういった入れ込み方をする。

もう一つ近年いわれてますことは、個人の権利規定を入れ込むだけだと不足するといわれております。つまり今これだけバラバラな社会になって、ちょっと僕が言うようで恐縮ですけども社会を建築していく、自立する個人ではなくていわば操作の対象にしかならないようなそういうバラバラな個人と化している、そういうバラバラの個人に今どんどんリスクが背負わされているという現状があるのですね。そういうリスクというものはこれまでずっと会社を売っていたりとか、行政がカバーしていたりとか、社会がリスクとも共有していたという部分があったのでどんどんそれが切り崩されて、今ある組織の形でどんどん自己責任とかそういった形で今どんどん個人に、いろんな負担を負わされていると、そういったときに個人の権利という規定だけでは逆にいうと所謂弱者というのが救いえない局面というものがいっぱい出てきているのですね。そういったときにそういうコミュニティというものを通じながらそういうリスクの共有ですよ、あるいはいろんなものをつくりだしていくということも当然考えるわけで、そういったものを切り開いていくまた一つのまさに切り口とか入り口として位置づけておくということも可能かなというふうに思imasし、そういうふうな形で条例に盛り込むとまだまだ出てきてませんので、もしコミュニティということの本格的に参加条例に入れ込むというのは、一つの宣伝になるかとは思imasけれども、ちょっとそれは御議論いただけるというかなというふうに思imas。

(D 委員)

そうすると今先生がおっしゃっていたようなコミュニティという形のイメージとちょっと先ほどお話されていた部分では、なんかちょっと違うような気がしたのですが、そういうことだったのですか。

(委員長)

まさにそういうことで、われわれは今取り組んでいるそれはまた部会長から。

(C 委員)

根拠というものもね、そういうものも盛り込んであるのですから。案の中には。先生のおっしゃったことは盛り込んであると。

(委員長)

E さん、何か。

(E 委員)

一つに私もこれから地域分権がどんどんすすんでいくと、まず地域内分権みたいなね、自治会が行政の予算をいくらかもらってコミュニティ固有の問題はその予算を使ってその自治会が解決するみたいなそういうふうなところまできつと近い将来なるのかなと。ちょっと C さんに聞きたいのだけれども、この 4 番目のコミュニティ活動への市民参加で人材の育成を発掘、成長支援とかコミュニティ施設の拠点、財政面の確立というものがありますよね、これは例えばどれか一つ取り上げたときに、条例に折り込むとするとどうちょっとイメージが浮かばないので、一つ事例としてあげてもらいたいのだけれども、例えば人材発掘、成長支援というものを条例の中に入れ込むとするとどういうふうになるのかね、例えば。

(C 委員)

あそこの表現は……

(E 委員)

どういうふうにこの1番から7番までこの裏側もちよっと……

(C 委員)

ちよっと議論するところがあるのですけれども……

(E 委員)

どういうことでもいいです。例えば。

(C 委員)

書いてあるのは地域コミュニティ活動への意義や活動に参加することの必要性、理解、関心を深め活動を身近なものに感じられるようにするとかですね。そのようなことが書いてありますけど、書いてあるのは市民等がコミュニティ活動に参加し、地域社会の諸問題の解決行動に主体的に参加し、それぞれの社会的役割を果たしうるような市民等の自治・自律が、個人の主体性を喪失した現在の社会状況を克服し、市民等の自信と社会的成長を助けることが期待されるとかね。コミュニティに参加することによって成長しますよというような書き方はしてます。そこはまだこれから。細かいその人材発掘の仕方をどうするとか、検証をどうするとかそんなところはまだ書いていないので。もし書くとしても場合によっては条例ではなくてその下の施行規則とかそういうところにもう少し詳しく書くかなというイメージはしています。そこまでは議論に至っていません。

(J 委員)

今、コミュニティ活動ということで非常に自治会という言葉が1番ピンとくるイメージがあるのですけれども。私は自分自身が自治会活動やっけていて感じるのは、非常に個人的な感覚ですからあまり絶対論として通じるかどうかわかりませんが、非常にやりづらい部分というものを感ずるときがあるのですね。それは一つには自治会活動に参加してくる人たちの当然数が減っているというか、無関心派が多いということもあるでしょうけれども、かたっぱの側面的にある意味で表現というか、縦割りの部分で例えば地区社協

があるとかそれから民生委員の活動があるとか、それから小学校区の活動があるとか、そういったものが地域の中にいろいろあるわけですよ。その人たちはその人たちなりの組織をもっていて、一所懸命やっているという姿はあるのだけれども、では、全くそれなどに属していない人たちから見れば、そういったことがどういうふうに映っているのだろうと思います。好きな人たちがやるんじゃないのという話になってくる、そういうふうなことでもって同じ地域内にそういう人々が住んでいて生活を営んでいると、極めて弱い集合体といいますかね、あらゆる市民としての感覚はどこに全体的な見方、評価というか言い方ができるのだと。そうなるとやっぱり一つの組織というものがただそれだけでやっても意味がないのではないかと、その人たちが本当に自分たちの地域をどういうふうにつくったのだというようなそんなような働きかけというのが例えば条例がどういう表現で出てくるかは別にしても、そういうものがあったことによって例えば今までなんとなく隣の畑にあったものが、例えば地区社協と自治会とそれから民生委員たちの動きとか消防団それぞれの地域でもって、頑張っている、活動している人たちがある意味でどこかで関連性をもって、それでお互いに躍動感みたいなものを共感し合えるようなそんなようなところが、今私が自分自身で自治会活動をやっていると、そういうものがもう少しできていくような姿というか、そういう世界をつくれないのかなという気持ちです。この参加条例によってうまく条例の中に入れていくと、また違ってくるのではないかと、そんな思いで。

#### (C 委員)

Jさんおっしゃるように自治会がやっぱりベストなのですよ。自治会しっかりしてもらわないといけないのですけれど、さっきから話が出ているように地域のネットワークとか場をつくって今おっしゃっているようにいろんな団体がそういうことでいろいろ変えていくところで想定しています。それをどう表現するかはさっきの先生の、もう少し議論しますけれども、一応そういう想定そういうまちづくりとかネットワークづくりの場をまず地域にきちんとつくっていくことが必要かなというふうには思っています。

(委員長)

この議論は皆さんのこの場で今の話を全部咀嚼してというあれはそれぞれ今日の議論を持ち帰って考えていただくことが、いいのかなと今ここで議論についてもうすぐ満場一致になりそうなので……

(E 委員)

一応そこら辺ちょっと申し上げた狭い行政への市民参加だけではなくて、コミュニティ要素も含めた広いプロセスも入っているし、いろんな行政の手続き機関も入っているし、NPOも入っているし、いろんなクラブ活動も入っているし、みたいな少年野球チームも入っているし、そういったときにわれわれが住んでいる、生活している全てのフィールドにみたいに市民参加するという広義の市民参加という舞台で今後ことをすすめるということで決めていただければいいのかどうかですね。

(委員長)

今までの議論の流れの中で今広義、狭義、という E さんのお話がありましたけれども、市民参加、広い意味でですね、ある意味新しい市民参加を考えて条例化するという方向でこの委員会をすすめていくことで皆さんの一致をみたいと思うのですが、議論あるいは御意見ありましたら。なければそういうことで決めるということにしたいと思いますけれども。よろしいですか。はい、ではそういうことでこれからすすめていきます。非常にこれは大事な概念のお話が出ましたけれども、本当にこれからは一致したベースは一緒にしてこれからすすめていけるようにします。

では、ちょっと5分ほどもう8時半なので、休憩とらなくてもいいという方もありますけれども、ちょっと議論があれしたので5分ちょっと休憩をとりたいと思いますが、いかがですか。

(C 委員)

このあと部会やるのですか。

(委員長)

この30分のあれなのでどうでしょうかね。今日はそういうことでベースが変わったのでそれぞれの部会でその点だけもう一度話し合っていて、それと今後のスケジュールですね。それを話し合っていていただければと思います。

(C委員)

私は変わらないですよ。6月19日に一応部会のまとめなんかそこは延ばしていいのかわりかちょっと……

(委員長)

その再確認であったり、それから行政部会の方については前提が少し皆さん今までと少し変わったこともあるかと思っておりますので、そのお話をさせていただきたいなと思っております。

では、5分ちょっと休憩します。

(休憩)

(再開)

(委員長)

今、事務局から今度は23日に議員さんが4グループに分かれてこの間ちょっと御案内いたしましたけれども、議会報告会というものをやります。今までどちらかという個人個人の議員さんが選挙をやっていたのを今度は議会として報告会を行うということで23日10時から同時に行われますので、もしお時間がありましたら議会についての議会もすすむと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、関谷先生のお話をしたあと、部会に流れるということでこのあとすすめたいと思ひます。

(関谷先生)

先ほどの両部会からの報告を伺ってちょっと気になる点を申し上げさせていただきます。まずは行政議会部会からですが、今日冒頭に事務局のほうから基本的な総合プラン、基本計画の流れと

か陳情のルールとか御説明がありましたけれども、後期基本計画の策定のプロセスのところにある図というのは、基本計画全体の構図ですけれども、これに基づいて個別具体的な政策とか事業というのがどういうふうには位置づけられるという話ですけれども、それを具体的にどう実施されていくのかという一つ一つのプロセスですよね。一つ一つのプロセスというものに市民がどう参加していくかといった計画を立てる部分に参加はあるけれども、そういう個別具体的ないろんな何百というケースの事業が流山市にも存在しているわけですけれども、その事業の一つ一つに市民というものがどういうふうに参加していくのか、関わっていくのかという部分での参加を大変重要な側面ですので、その辺をもう少し考慮していただければいいかなと思いました。

あとその図のところで優先の強化、事務事業の取捨選択の云々というのを書いてございますし、要するに事業の優先順位をどういうふうに考えていくのかという問題、誰がまず今決めているのかということが、まずですね。これをそこに市民がどう関わっていくかという論点が出てくるので、市民投票というのは基本的にそういう部分に関わってくる大変重要な局面ですので、ただ事業を1個1個の展開へ参加するだけではなくて、事業そのものを優先順位というものを決めて分野への参加するということはどうとらえていくかということも少し考慮していただけるといいのかなというふうに思いました。

基本的にはこういう体系からおしていく部分、それから本当に市民感覚で日常生活の中でこういうところから参加していけるという両方からの往復させていったほうがいいと思いますし、そういったことを今日は16出ているわけですけれども、これたぶんもっと何十も出てくるものと思われますので、そういったものを出し合っていく中である程度カテゴライズしていくと、住民との繋がりも見えてくると思いますので、これはもう本当になされるのかなというふうに思いました。

あと、苦情処理の仕組みという11番にありますけれども、それ以外に異議申し立てというのはやっぱり入れといたほうがいいのかなと思いました。苦情処理と異議申し立てとはたぶん違う性質のも

のかなと思いますので、異議申し立てをすることによって基本的ないろいろなものが建設的に組み立てられていくという政策形成を繋げられる部分がありますので、その辺は明確に入れておいたほうがいいのかなどというふうに思います。

それからあとはこれからまたいろいろ出てくるとは思いますけれども、議会の部分で議会への提案制度、課題、問題等を挙げていく、そのうちにこの議会例えば議会に対する異議申し立てとか、議会に対する苦情というものを議会はどのように処理するのかという論点がありますね。実はこれ我孫子で自治基本条例をつくる時に議会に苦情処理の窓口をつくったらどうかということをして盛り込んだのですね。ものの見事に否決されましたけれども、そういうこともありますので議会としてつまり二元代表制のわけですから、行政も議会をおくのではなくて、市民を置かなくてはならない。議会も行政に追随するのではなくて、市民に向かなくてはいけない、そういうことを考えるのであれば苦情処理もしていくのは当然でてくる話なので、そういったこともちょっと議論されてもいいのかなというふうに思いました。

それからコミュニティのほうですけれども、確かに位置づけの問題は今日議論されたようにいろいろありうるかと思います。やっぱり私はコミュニティだけではなく、やっぱり個というものがやっぱり孤立化してしまうということをどういうふうにカバーしていけるのか、そうしてももちろん政治、行政政策としてそういう個人をカバーしていくということもありますけれども、むしろそのカバーするもっと大きな役割を果たしうるのが私はコミュニティだというふうに思っておりますので、そういうコミュニティの個をどう繋いでいくのか、個をどう支えていくのかという点から位置づけていくということがすごく大事なのかな、もちろん先ほどCさんがおっしゃっていたように私と公共というものを繋ぐ媒介的な領域としてのコミュニティということは注意を促される部分でもありますので、その辺を可能性としてどう切り開いていくのか、それにがんじがらめになるとかということでは全くなく、先ほども申し上げたように、できる規定という観点からこのコミュニティというものをどこまで描くべきなのかというふうに思いました。

あと、ここに地域コミュニティ組織ということで、地域代表制とかこれの話が書いてありますけれども、これは一つ何を想定にするのかですよね。例えば地域のまちづくり協議会のような要するにいろんなことを実施していく組織として、もちろん住民の自主組織ですけれども、そういったことを想定しているのかそれとも地域自治区のようなものですね、あるいはどちらかというとな官製のコミュニティの一環。例えば上越市とかその辺なんかは地域自治区をつくってそれを行政の諮問機関として地域協議会をつくっている、あるいは官製コミュニティのチェックかなと思っていますけれども、それとは別の違うことを想定されているのかもしれないけれども、そうするならばそういうまちづくり協議会的なその住民の自主組織というものが一体どういう形で想定されているか、地域代表制というのは今、地域代表制とか地域の総意をまとめるのが自治会が想定されていますが、自治会が地域の総意を形成する場であるべきかどうかという話が必要ですね。そうではない形でまちづくり協議会というのは自治会をこえていろんな人たちが参加する、そういう母体というものを想定していてそれが地域のいろんなことになっていくという、今のところあちこちで展開されている話ですけれども、それを地域代表組織につくりあげていくということを構想されるのかです。そういったものがあるのか、ないのかを含めて大変重要な部分かと思しますので、一つそれも今後伺ってみたいなというふうに思っています。今の地域審議会はそれなりの既存組織があると思うのですけれども、既存組織との関係はまたどうなってくるのかというあたりもまた出てくると思いますので、いずれにしても住民の自主組織とか自治組織ということ想定するならばどういうふうにやればいいのか、どこまでやるか、それらによって何を切り開こうとしているのかあたりも含めてちょっとコミュニティということ想定されるというふうに思っています。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、もう残り10分ほどですけれども、これから次の全体会議までどうするかを決めていって部会でちょっとお話いただきたいと思います。それでは、全体の会議を

これで終わりたいと思います。あと事務局特にありますか。次回の  
……

(事務局・高橋)

次回は6月19日になります。お部屋は今日と同じで303になります。今日の次第に書いてあるので、参考にいただければと思います。

(委員長)

時間が非常に厳しいものですから。それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。それでは部屋はここと同じで……

(事務局)

303です。

(全体会閉会)